

平成21年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成21年 8月21日（金）午前 9 時30分

2 出席委員

三浦溥太郎 委員長
齋藤 道子 委員
出光 ケイ 委員
森武 洋 委員
永妻 和子 委員（教育長）

3 出席説明員

管理部長	藤田 清隆
管理部総務課長	大川 佳久
管理部学校再編担当課長	内田 康之
管理部教職員課長	高橋 淳一
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	飯島 幸夫
生涯学習部スポーツ課長	伊藤 学
教育研究所長	阿部 優子
教育情報担当課長	野間 俊行
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	横山 治久
美術館運営課長	奥田 幸治

4 傍聴人 なし

5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に出光委員を指名した。

日程第3 議案第29号『平成21年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について』は、今後市長が議会に提案する予算関係議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項但し書き及び横須賀市教育委員会会議規則第19条第1項に基づき秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成21年7月30日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに教員向けの研修についてです。7月、8月は学校が夏季休業となりますが、教員にとっては研修などで授業力を高める大切な時期です。本市では教育研究所を中心に、教員向け研修を企画し、数多くの教員が受講し、自己研鑽に励んでおります。また、お忙しいなか森武委員には初任者研修などをご指導いただき、大変ありがとうございました。私も先日、平成21年度初任者研修に行きまいりました。今年の4月に採用された教員が、講師や指導主事のもと、模擬授業などを通じてお互いの授業力の向上に切磋琢磨している姿に、大変心強い思いを感じました。

また、その場の私の挨拶の中で、教育委員の皆様もご承知のとおり、今年度既に本市教育委員会で2名の懲戒免職者が出るという由々しき事態について説明するとともに、困ったことや悩みがあるときには、学校長や教頭、同期の仲間にも早く相談し、独りで悩みを抱え込まないように伝えてまいりました。

全体的な取り組みについては、私からの報告に続いて教職員課長から説明をお願いしたいと思います。これからも折に触れ、教育委員会職員の綱紀粛正については様々な場で職員に伝えてまいりたいと思います。

最後になりますが新型インフルエンザに関する対応についてです。国から新型インフルエンザの本格的な流行が宣言されるなかで、今月末には夏季休業が終了し、授業を再開いたします。今後、ウイルスが活発化する秋冬に向けて、大流行が懸念されます。教育委員会では今後も関係機関との情報交換を密にし、注意喚起を徹底するとともに、学校などの集団における感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。私からの報告は以上です。

(教職員課長)

ただいま、教育長よりご報告がありました綱紀保持の取り組みについてご説

明いたします。ご存知のとおり、大変残念なことです。本市におきまして、3月と6月に懲戒免職処分となる事故・不祥事が起きました。これほど短期間に、しかも重大な事故がおきるということは、本市教育委員会始まって以来初の事態であり、教育に対する信頼回復が非常に厳しい状況にあります。

前回の委員会でもご報告いたしましたが、この2つの不祥事は、処分を受けました教員が採用されて間もないなどの共通点がいくつかありました。そこで今回、綱紀保持の通知を行うとともに、一つは全教職員に向けて、永妻教育長から、「今一度崇高な使命と責任の自覚を」という題名の教育長アピールを発していただきました。二つ目は、新規採用の教職員が増えているなかで、学校長が30歳未満の教職員を対象に悩みやストレス等がないかどうかを、この夏季休業期間中に、改めてその職員と面談の機会を設けていただきたいという依頼をしたところです。以上が今回の取り組み内容です。今後も児童・生徒・保護者はもとより、市民の信頼回復と事故・不祥事の根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(三浦委員長)

先ほど教育長からも話がありましたが、インフルエンザが予想より早く、9月、学校が始まってすぐ、学校の現場で流行する兆しがかなりあると考えられております。やはり、手洗い・うがい、それから外部から入ってこられる方も多いと思いますので、必要なところには手洗いを置くことなどが大事だと考えています。

もうひとつは、爆発的に増えてしまいますと、横須賀市内の医療がパンクします。少しでも時期がずれば対応も大丈夫かと思っておりますので、ある程度増えたら速やかに休校、学級閉鎖するなどを視野に入れてご検討いただければと思っております。

(生涯学習部長)

ご助言ありがとうございます。新型インフルエンザについては大変心配をしております。横須賀では、過日報道がありましたように、ラグビースクールのなかで、数多く集団発生し、そのスクールには横須賀市内の子どもたちもいたわけでございます。そういう例もあるので、一報を学校のほうに入れさせていただきました。手洗いやうがいなどを徹底して行うようにということで、通知させていただいております。学校が休み明けになる前に、緊急連絡網、メール配信、スクールネットなどで、保護者の方に啓発をしていくような文書を通知することを考えています。また学校も子どもたちの現状、体調がどうかをつかんでいただき、もし熱があつたり、体の具合が悪かつたりということであれば、

無理して学校に来てはだめだよということも含めて、伝えていただきたいということを来週早々をお願いしたいと思っております。また8月31日から学校が始まるわけでございますけれども、そういったなかで、休みの児童生徒が多くなれば、もちろん学級閉鎖、学年閉鎖と動いていくのかなと思っております。ただし、その基準が今は出来ておりませんし、この基準を作ることも難しいかなと思います。例えばクラスの何%が休んだらということだと、クラスの人数がずいぶん違ってありますし、また、休んだはいいけれども、面倒を見るのがなかなか難しい家庭があることも事実でございます。そういったことも全て勘案して、行っていかなくはならないと思っております。三浦委員長のご助言いただきながら、速やかに処置がとれるよう、これからも様々検討をし、学校とも協力していきたいと思っておりますし、連絡を密にとりたいと考えております。9月の終わりからは、小学校の修学旅行が始まり、9月には中学校の体育祭が行われます。どちらも子どもたちにとって重要な学校行事ですので、それらをうまくできるよう考えていきながら、こういった予防措置ができるか、そのために何が必要かということも必要なものがあれば措置していきたいと考えております。今後のご助言よろしくお願いいたします。

(出光委員)

今の生涯学習部長の話で、頑張りすぎなくてよい、こういう状況だから無理して学校に来なくてよいというお話がありましたが、子どもたちはもちろんですが、先生たちも無理してしまうことのないよう、ご進言よろしく申し上げます。

(生涯学習部長)

その通りだと思います。これは私個人の意見ですが、子どもや保護者はもちろん先生にもワクチンを打ってほしいと思っているところでございます。

(他に質問なし)

日程第1 議案第27号『平成22年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第27号『平成22年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について』

ご説明いたします。本議案は、諏訪・大楠両幼稚園の平成 22 年度の園児募集について定めるものでございます。

最初に募集人員及び入園資格ですが、両園とも 2 年保育で、諏訪幼稚園は 25 人、大楠幼稚園は 35 人です。入園資格はともに市内に住所を有し、平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者となっております。

次に選考の方法ですが、募集要項によるとしておりますが、募集要項につきましては、1 ページめくっていただきまして、3 ページ以降にございます。両園とも募集人員以外は同じ内容でございますので、諏訪幼稚園のものでご説明させていただきますが、募集要項の 3 にありますように、定員を超えた場合は抽選になるということでございます。1 ページに戻っていただきまして、募集期間でございますが、11 月 2 日(月)から 11 月 9 日(月)まで、土日祝日を除いた午前 9 時から午後 4 時まで願書を受け付けます。

選考日等につきましては、定員を超えた場合には、11 月 10 日に抽選をします。そして入学予定者に対して 11 日に面接を行い、12 日に入園決定者の発表と説明会を行います。なお、入園料でございますが 11,000 円、保育料は年額 75,600 円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 27 号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 2 議案第 28 号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

報告事項『学校再編検討委員会による北下浦地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』は、内容が議案第 28 号と関連しているため、議案の審議とあわせて、報告を聴取する。

(学校再編担当課長)

議案第 28 号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』ご説明いたします。なお、議案の説明に当たりまして、別途提出しております「報告事項 学校再編検討委員会による北下浦地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について」が関連しますので、併せてご説明させていただきます。

それでは、まず「報告資料 別冊 1 の意見書」1 頁をご覧ください。本意見

書は、北下浦小学校区児童の遠距離通学を解消するために、平成 20 年 10 月に「北下浦地域小学校適正配置検討協議会」を設置し、計 6 回の協議を経て、7 月 14 日に本協議会委員長から教育長に提出されたものです。

「2 協議事項に対する考え方」でございます。現在、北下浦小学校の通学区域が広い上、通学路の一部が未整備であり、主に通学路の安全性を保証するため、北下浦小学校区の児童の約 3 割が野比小学校に指定変更して通学しております。その結果、野比小学校では、その他の地域からの児童も含めて約半数が学区外からの通学者となっています。このため、通学路の安全確保、緊急時の対応など、学校管理上、好ましくない状態が続いています。

そこで、北下浦小学校区児童の遠距離通学を解消し、通学区域の適正化を図るために、通学区域の見直しについて検討しました。

検討に当たっては、現在、一部町内会において、児童が北下浦小学校と野比小学校に分かれて通学しているため、地域活動に著しく支障を来しているという問題点も指摘されましたが、野比小学校への学区外通学を是正するために、「3 協議会としての意見」にありますように、(1)小学校区については、現在、北下浦小学校区であります長沢 3 丁目、5 丁目、6 丁目を野比小学校区に変更し、併せて北下浦小学校への指定変更承認地域とすることでまとめました。(2)中学校区については、変更ございません。

2 頁をお開きください。「4 その他要望事項」ですが、ここでは 2 点について要望されております。まず 1 点目は、先ほどの「協議事項に対する考え方」にありましたように、今回の通学区域の見直しにより、長沢 2、3、4、6 丁目にまたがる台町内会が、長沢 2、4 丁目はこれまでどおり北下浦小学校区ですが、長沢 3、6 丁目が新たに野比小学校区となり、現在の通学形態に合わせたとは言え、明確に学区を分けられることで、町内会長と役員の方が子ども会や自主防災などの地域活動への影響を心配されておりました。そのため、このような要望が出ております。

この点につきましては、地域、学校、市として、町内会がよりよくなるように、できる限りの協力をしてしようということで確認をしております。

2 点目は、今回の通学区域の見直しを行ったとしても、2 キロを超える道のりを通学する子どもがいること、道路が一部未整備である箇所もあるため、通学路の安全確保をしていただきたいということでございます。

現在、各小学校で通学路の安全点検をしており、問題の箇所については、要望として上がってまいりますので、迅速に対応してまいりたいと考えております。

参考資料につきましては、後ほどご覧ください。

次に、「報告資料 学校再編検討委員会による北下浦地域小学校適正配置検討

協議会意見書の検討結果について」をご覧ください。今、ご説明いたしました意見書の内容について、管理部長を委員長とします「学校再編検討委員会」を8月5日に開催し、検討いたしました。

4頁をお開きください。北下浦小学校と野比小学校の通学の現状を載せてございます。「3 北下浦小学校区に居住する児童の通学先」ですが、意見書にもありましたように、この5月1日現在、野比小へ204人、33%の児童が通学しております。

「4 北下浦地域における小学校の就学状況」の野比小学校をご覧ください。野比小学校の児童数は566人ですが、およそ半分の270人が学区外から通学しています。このうち、学区外の「その他の66人」を除いた204人が北下浦小学校区から通学しています。

今回の改正により、北下浦小学校区から野比小学校に通学している児童数は、204人から92人になります。

6頁をお開きください。「5 通学区域図」に、今回の改正内容を変更前と変更後として、表示いたしましたので、ご覧ください。例えば、北下浦小学校区で、変更前、最も通学距離が長かった場所は、図の左上（NTT研究開発センター下）の長沢5、6丁目で、北下浦小学校まで約3キロありました。これが、野比小学校になりますと2.4キロ程度となります。

また、長沢3丁目に日生団地がございしますが、北下浦小学校まで約2キロですが、野比小学校であれば700メートルとなります。

7頁の「6 今回の改正による効果」ですが、今ご説明したとおり、北下浦小学校区であった長沢3、5、6丁目を野比小学校区に変更することで遠距離通学がほぼ解消されます。そして、野比小学校への学区外通学者が減少し、実際の通学状況に見合った通学区域に再編されることとなります。

「7 通学区域見直し（案）による児童・学級数推計」ですが、今回の見直しによる比較をしてあります。これは、在校生は継続して在籍校に通学するものとし、新1年生から新たな学区に通学するものとして推計しています。以上のことから、学校再編検討委員会では、北下浦小学校区児童の遠距離通学を解消するために、協議会の意見のとおり、北下浦小学校区であります長沢3丁目、5丁目、6丁目を野比小学校区に変更し、併せて北下浦小学校への指定変更承認地域とすることが適当であるという結論に達しました。

最後に、議案第28号「市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について」をご覧ください。これまでご説明いたしました、北下浦小学校の通学区域の一部及び野比小学校の通学区域の一部を変更するものでございます。併せて、長沢中学校について、通学区域は変わりませんが、野比小学校の通学区域が変更されることによって、表記の内容が変わるものでございます。

以上、議案第 28 号『市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について』及び報告事項『学校再編検討委員会による北下浦地域小学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』を説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(齋藤委員)

説明いただいた学区変更自体は、大変結構だと思います。参考までにお伺いしますが、現行の学区で、特に北下浦小学校は、遠距離通学の生徒が随分いらっしゃいますが、現行の学区を決めるときの人口や子どもの数と現在の状況がかなり変わったということでしょうか。

(学校再編担当課長)

そのとおりです。元々が、北下浦小学校の児童が増えたために、野比小学校に分かれ、また野比小学校の児童が増えて、野比東小学校が出来ております。ですからその時点で受け入れができない、その施設に対して受け入れが出来ないということで、受け入れができるところまで、切り分けをしていったのですが、その後、また児童が減ったということで、このような現象が起きております。

(森武委員)

何点かお伺いしたいのですが、まず意見書のところで、「通学路の一部が未整備であるため」という記述があるのですが、これは具体的にはどういう事象をさしているのでしょうか。

(学校再編担当課長)

通学路の一部未整備は、しらとり園の前、県道整備をしている所です。安浦下浦線の部分で、現在バイパス的に北下浦行政センターの横へ抜くための工事をしており、それがまだ終わってないということでございます。また、北下浦地域は道路が狭いということがございまして、部分的には歩道がしっかりと確保されていない通学路もあるというようなことで、一部未整備ということの記述となっております。

(森武委員)

検討協議会の資料のなかで、7 ページを見ますと「通学区の変更を現状に即した形です」ということですから、学校の規模に関してはほとんど変更がないということですのでよろしいでしょうか。

(学校再編担当課長)

そのとおりです。

(森武委員)

そうしますと、最終的にそのとおりに変更するということですが、現状で北下浦小学校の区域だったところから、野比小学校に移ったところに関しては、指定承認で北下浦小学校にも行けることになっていると思うのですが、それはどういう理由でしょうか。

(学校再編担当課長)

実態に合わせたということにはなりますが、元々北下浦小学校が、伝統のある一番元の小学校になりますので、代々北下浦小学校に通わせたいという保護者がいたり、あるいは兄弟が通っていたりというような状況があり、希望する方がいるということに配慮して、そのようにいたしました。

(森武委員)

最後にもう1点お伺いしたいのですが、地図を見ますと長沢5丁目、6丁目の一番遠い方ですと、野比小でも2キロを超えるという説明があったのですが、例えばこの一番遠いところから、最も近い小学校は、野比小ということではよろしいのでしょうか。

(学校再編担当課長)

そのとおりです。

(森武委員)

そうすると学校の位置を動かさない限りにおいては、最も近いところに今回変更になったということで考えてよろしいでしょうか。

(学校再編担当課長)

そのとおりです。

(出光委員)

参考までに伺いたいのですが、長沢5丁目、6丁目の話、先ほども出ておりましたが、そもそもそんなに住居数や児童数が多くなかった地域が、発展とともに、お子さんが増えたという現状のなかでこういう状況になっているという

ことでしょうか。

(学校再編担当課長)

子どもが増えたということではありません。今現在でも長沢5丁目、6丁目はほとんどお子さんがいらっしゃらず、2.4キロと申し上げましたが、実際には2軒くらいしかございません。

(出光委員)

お子さんの足で2.4キロというと、私の記憶では1キロ15分くらいはゆうにかかると思うので、そうすると通学に40分くらいかかることになると思うのですが、その間、2軒のお子さんが一緒に登校なさったりしているのでしょうか。お子さんが多い地域ですと見守り隊がいたりしますが、その辺の配備状況というのはいかがでしょうか。

(学校再編担当課長)

実態としましては、保護者の方が車で送ったり、迎えにきたりしているという話は聞いております。

(森武委員)

関連することでもうひとつお伺いしたいのですが、検討協議会の資料の4ページのところのご説明で、野比小学校の学区外通学者の、その他66名というのは、北下浦から以外の地域ということだったと思うのですが、66名というのは結構多いのですが、これについてはどういう状況でしょうか。

(学校再編担当課長)

この66名の内訳でございますが、野比から51名、ハイランドから6名、あとは三浦・栗田など遠いところもありますけれども、主にはそういうところでございます。

(森武委員)

566名中、今回解消しても、60数名残るということですのでけれども、1割超えるくらい学区外通学者がいるという状況は、他の地域と比べて多いものなのでしょうか。

(学校再編担当課長)

今、手元に比較の資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきます。

(森武委員)

何を伺いたかったといえますと、今回これで遠距離通学が解消されて、かなり状況がよくなるということは、資料を見てははっきりと分かったのですけれども、1割というものがまだ多いということであれば、さらにその先を考えなくてはいけないのか、それともこれで、この地域に関しては、他の地域と同じくらいに落ち着いたと考えればよいのか、そのあたりについて質問をしたかったということです。

(出光委員)

学校の部活動の特色というものもあるのでしょうか。例えば、地域外からこの学校へくる要因のひとつとして、部活が力を入れていることなどもあるのでしょうか。

(生涯学習部長)

小学校ですので、部活動はございません。森武委員の質問に関して66名が多いか少ないかは、後ほど学校再編担当課長が回答いたしますが、多分多いのではと思います。

(出光委員)

長沢中の通学区域が、小学校の表記が変わるから変更になるということですが、これに関して、現状の生徒さんが、通学区域が動くから動くということはないということで大丈夫でしょうか。

(学校再編担当課長)

それは大丈夫です。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第28号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第4 議案第30号『市立学校の統合後の校名(案)について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校再編担当課長)

議案第 30 号「市立学校の統合後の校名(案)について」ご説明いたします。

この議案は、平成 20 年 11 月に「市立光洋小学校と鴨居小学校を統合することについて」及び平成 21 年 4 月に「市立上の台中学校と鴨居中学校を統合することについて」をご議決いただきましたことにより、統合後の校名(案)を決定するものであります。

それでは、議案第 30 号の 3 頁をお開きください。「1 校名(案)検討の経緯等」ですが、この 7 月 16 日に光洋小学校・鴨居小学校統合推進連絡協議会で、7 月 27 日には、上の台中学校・鴨居中学校統合推進連絡協議会において校名(案)について説明いたしました。その後、8 月 5 日に「学校再編検討委員会」で、校名(案)について協議、検討いたしました。

次に、「2 統合後の校名(案)」についてです。まず、(1)光洋小学校と鴨居小学校の統合後の校名(案)につきましても、「横須賀市立鴨居小学校」を考えております。理由としましては、光洋小学校は、鴨居小学校の児童数の急増により、昭和 48 年に分離新設されましたが、近年の児童数の減に伴い光洋小学校が小規模校となり、子どもの教育環境をより良いものとするため、両校を統合することとなりました。

そのような中、学校の所在地名が鴨居であること、統合後は鴨居小学校の校舎を使用すること、母体校に戻るという歴史的経緯から、統合後の校名については、「鴨居小学校」を考えております。

4 頁をお開きください。

両校の概要を載せてございます。光洋小学校は、昭和 48 年に鴨居小学校の児童が増加したことにより分離新設されました。今年で創立 36 年となります。ピークは昭和 54 年で児童数 1,348 人、34 学級でしたが、現在では 119 人、8 学級うち特別支援学級が 2 学級となっております。学区の町名は鴨居で、校名は公募により決定しました。

次に、鴨居小学校ですが、明治 6 年に市内で 6 番目に開校しました。今年で創立 136 年となります。ピークは昭和 47 年で児童数 2,178 人、54 学級で、児童が急増したため、昭和 48 年に光洋小学校を分離し、さらに昭和 52 年に小原台小学校を分離しました。現在は、488 人、17 学級うち特別支援学級が 2 学級となっております。学区の町名は、鴨居、二葉、東浦賀で、校名は地名から取っております。

統合後の使用校舎は、鴨居小学校となっております。

両校の児童数の推移をグラフにしております。参考までにご覧ください。

次に、校名(案)に対する主な意見についてですが、関係小学校の校長・教頭・教員、PTA 役員、地域関係者で構成します光洋小学校・鴨居小学校統合推進連絡協議会に提示いたしましたが、特段の意見はございませんでした。そ

の後、「学校再編検討委員会」で、協議、検討いたしました。そこでは、学校の所在地名が鴨居であること、統合後は鴨居小学校の校舎を使用すること、母体校に戻るといふ歴史的経緯から、統合後の校名については、鴨居小学校とすることが妥当であるとの結論に達しました。

5 頁をご覧ください。

(2) 上の台中学校と鴨居中学校の統合後の校名(案)につきましては、「横須賀市立鴨居中学校」を考えております。理由としましては、上の台中学校は、鴨居中学校の生徒数の急増により、昭和 55 年に分離新設されましたが、近年の生徒数の減に伴い上の台中学校が小規模校となり、子どもの教育環境をより良いものとするため、両校を統合することとなりました。そのような中、学校の所在地名が鴨居であること、統合後は鴨居中学校の校舎を使用すること、母体校に戻るといふ歴史的経緯から、統合後の校名については、「鴨居中学校」を考えております。

次に、両校の概要を載せてございます。上の台中学校は、昭和 55 年に鴨居中学校の生徒が増加したことにより分離新設されました。今年で創立 29 年となります。ピークは昭和 59 年で生徒数 830 人、22 学級でしたが、現在では 113 人、7 学級うち特別支援学級が 1 学級となっております。学区の町名は鴨居で、校名は学校敷地が上ノ台遺跡だったため、その名を取って決めております。

次に、鴨居中学校ですが、昭和 29 年に開校し、今年で創立 55 年となります。ピークは昭和 53 年で生徒数 1,300 人、30 学級で、生徒が急増したため、昭和 55 年に上の台中学校を分離しました。現在は、469 人、15 学級うち特別支援学級が 2 学級となっております。学区の町名は、鴨居、二葉、小原台、東浦賀で、校名は地名から取っております。

統合後の使用校舎は、鴨居中学校となっております。

両校の生徒数の推移をグラフにしております。参考までにご覧ください。

6 頁をお開きください。次に、校名(案)に対する主な意見について、ご説明いたします。中学校につきましても、小学校と同様に事務局で素案を作成し、上の台中学校・鴨居中学校統合推進連絡協議会に提示いたしました。ここでは、保護者から「歴史的な経緯を考えると鴨居中学校だと思うが、対等な立場で新しい学校を作るといふことなので、新しい校名でもいいと思う。」など新しい校名にしてはどうかという意見もありました。学校関係者からは、「学校としては、校名が鴨居中学校になったとしても、決して吸収合併するといふことではなく、新しい学校づくりを進めていく。」というご意見をいただきました。

次に、学校再編検討委員会で、協議、検討いたしました。そこでは、「地名が鴨居であり、母体校に戻るといふことで、大筋では合意できると思うが、後々しこりを残さないようにした方がいいと思う。」ですとか、「統合までまだ時間

があるので、もう少し地元の意見を聞いてもいいのではないかと思います。」という意見がありました。これに対し、「小学校と中学校で統合時期は1年違うが、統合することは地元も承知していることで、今後、統合の準備を進めていく上でも、校名は小・中学校同時に決定することが好ましいと思う。」ですとか、「統合は対等だが、校名の決定は、どの場所に学校が設置されているかによると思う。校舎は鴨居中学校を使用するし、地名も鴨居なので鴨居中学校がいいと思う。」というような意見がありました。その後、協議、検討した結果、理由でも申し上げましたとおり、学校の所在地名が鴨居であること、統合後は鴨居中学校の校舎を使用すること、母体校に戻るという歴史的経緯から、統合後の校名については、鴨居中学校とする結論に達しました。

以上、議案第30号「市立学校の統合後の校名(案)について」を説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(齋藤委員)

統合した後の校名というのは大変難しい問題で、感情的な思い入れもありますので、大変難しいと思います。小学校は、この資料を拝見しますと、統合推進連絡協議会でも、光洋小学校の関係者の方からも特段、鴨居小学校にすることに関して、ご異議がないようなのですが、中学校では、上の台中の方からやはり、いくつか反対というか、もう少し時間をかけてはという話があったようなのですが、結局教育委員会が決めるということになっているわけですし、もちろんこういう校名の変更は100%皆さんが絶対これでいいですということにはならないとは思いますが、できるだけ、後々しこりを残さないように、というのが望ましい形だと思います。特に上の台中学校の関係者の方、あるいは光洋小学校の関係者の方に、こういう場には出てこられない保護者の方の中にもやはりそういう思いがあるかもしれないのですが、大体、皆さんに納得していただけているというと考えてよろしいのでしょうか。

(管理部長)

今、委員からご指摘がありましたように100%というのは、大変難しい状況にあります。上の台中学校の生徒・保護者の方からも、新しい校名をというご意見があることも確かでございます。ただ、そういうなかで、1つの校名を決めていかなければならず、理由としては先ほど課長から説明があったように、進めていくわけですが、今後しこりを残さないような形が当然望ましいわけですので、しこりが残らないよう、今後統合に向けていろいろな会議やお話をさせていただく機会があると思いますので、そういうなかで、粘り強く、この校名については話をさせていただいて、極力ご理解をいただけるよう進めていきた

いと思っております。学校側にも、私どもの意向を伝えまして、学校単独でお話をするときも、ぜひ話をさせていただきたいというようなお願いをしております。そのような形で進めていきたいと考えております。

(齋藤委員)

できるだけご理解をいただけるような努力していただきたいと思います。

(出光委員)

しこりを残さないというなかには、例えば、学び舎をどうするかということも今後出てくると思います。今まで学んでいた校舎を一部でもいいから何か残してもらいたい等、お子さんたちというのは大変順応性がありますが、保護者の方や30数年に渡っての卒業生の方たちが、何かあったときに、自分たちの学び舎が跡形もなくなってしまうと、何か心にぽっかりと穴が空いてしまうようになるので、そういうことも検討しようということがあると思います。今の段階では校名を決めることが一番大事だと思いますけれども、そういう話はこの協議会のなかで出てきているのでしょうか。

(管理部長)

今お話のありました学び舎の件につきましては、やはり協議会のなかでも意見が出ています。自分たちがそこで卒業したという足跡を何とか残す方法がないかと、例えば、碑みたいなものでもいいからそこに残してほしいなど、そういうお話が出ています。跡地の利用に関しましては、今後市のなかでプロジェクトチームを組んで、どういう形で跡地利用をしていこうかということを考えていくわけですが、プロジェクトチームのなかでもそういう意見があったということは伝え、なんらかの形で残せるようなものがあればやっていきたいと思っております。それと併せて、小学校も中学校もですが、例えば上の台中学校でいえば、足跡になるようなものを鴨居中学校の一角に保存をして残していくということも検討していただいております。跡形もなく、なくなってしまうということがないように、配慮をしていきたいと思っております。

(出光委員)

単なる数合わせ的な、無機質なものではなくて、心と心が合わさるものにしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第30号は、「総員挙手」をもって原

案どおり可決、確定する。

(永妻教育長)

ただいま、議案第 30 号『市立学校の統合後の校名(案)について』ご議決いただき、校名といたしましては、鴨居小学校(案)ということで、決めていただきました。このことを実施するにあたり、校名を規定しております市立学校の設置条例の改正が必要となります。つきましては、本日、『市立学校設置条例中改正議案の提出について』の議案を追加提案させていただきたいと思います。

議案第 32 号『市立学校設置条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

書記が議案を配布

(学校再編担当課長)

議案第 32 号「市立学校設置条例中改正議案の提出について」ご説明いたします。この議案は、先ほど議案第 30 号「市立学校の統合後の校名(案)について」をご議決いただきましたことにより、関連いたします条例の改正議案を第 3 回市議会定例会に提出するものであります。それでは、お配りいたしました議案第 32 号をご覧ください。

改正点ですが、先ほどご説明しましたとおり、市立光洋小学校及び市立鴨居小学校の統合並びに市立上の台中学校及び市立鴨居中学校の統合により、廃止する市立光洋小学校及び市立上の台中学校をそれぞれ別表第 1 及び第 2 から削除するものであります。

施行は、市立光洋小学校が統合します平成 22 年 4 月 1 日、市立上の台中学校が統合します平成 23 年 4 月 1 日となります。

なお、本議案が市議会で議決されました後、「市立小学校及び中学校の通学区域について」、市立光洋小学校の学区を市立鴨居小学校に、市立上の台中学校の学区を市立鴨居中学校に統合する改正をお願いする予定であります。

以上、議案第 32 号「市立学校設置条例中改正議案の提出について」を説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(森武委員)

先ほどから説明がありましたとおり、統合によって、特に片方を廃止してと

いうことではなくて、統合した結果として、名前も小学校は、鴨居小学校、中学校は鴨居中学校になるということで、その経緯は我々みんな理解していると思うのですが、今後審議される市議会で、この条例だけを見た場合には、単に光洋小学校と上の台中学校だけ廃止されてしまうようにも見えますので、そのところで、ぜひそういう経緯を丁寧に説明していただいて、単に廃止するのではないということを周知・説明することをお願いしたいと思います。

(管理部長)

そのように丁寧に説明させていただきたいと思います。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第32号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第5 議案第31号『調停案の受諾の専決処分の承認議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校保健課長)

議案第31号『調停案の受諾の専決処分の承認議案の提出について』をご説明いたします。この案件は、平成21年4月の教育委員会定例会でご報告させていただきましたとおり、平成21年1月19日午前9時45分頃体育の授業前に、市立小学校体育館ステージ上で児童が同級生の男子児童に押され、ステージ下に落ち、右膝蓋骨を骨折した事故について、申立人が学校管理者である市に対し、損害賠償を請求したものでございます。その後、5月から8月までの4回に渡る調停の結果、申立人が早期の円満解決を望んでいることなどを踏まえ、急施を要するため、平成21年8月18日調停案の受諾について、地方自治法第179条第1項の規定により、市長の専決処分を行いましたので、第3回市議会定例会に、議会の承認を求める議案を提出するものであります。

調停の内容は、相手方であります市は、申立人に対し、本件の損害賠償金として40万円の支払義務があることを認め、申立人名義の預金口座に振り込んで、支払うことなど記載の6項目であります。なお、損害賠償金40万円は、全国市長会災害賠償保障保険により、後日全額市に支払われる予定であります。以上で説明を終わります。

(出光委員)

その後、怪我をされたお子さんの現状、ひざの具合というのはいかがでしょ

うか。

(学校保健課長)

1月に怪我をされたわけですが、その後リハビリ等を行いまして、3月13日にはリハビリを終了し、完治して、現在は学校へ通っております。

質問・討論なく、採決の結果、議案第31号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

『教育委員会の点検・評価について』

(総務課長)

それでは、教育委員会の点検・評価について、ご説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました「教育委員会点検・評価報告書」とあります冊子の1ページをお開きください。

「(1)点検・評価の目的」にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、昨年度から全国すべての教育委員会で実施が義務付けられたものでございます。内容としましては、教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的な教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、地域住民への説明責任を果たすという意味で、市議会への報告、市民への公表が必要とされております。また点検・評価の実施にあたっては、客観性を担保するため、学識経験者の知見を活用することとされております。

なお、点検・評価の具体的な内容や方法については、各教育委員会に委ねられており、横須賀市では、昨年同様、教育基本計画の進行管理を基に、改善を図りながら、点検・評価を実施いたしました。

点検・評価実施の流れについてですが、まず、教育委員会内の点検・評価プロジェクトチームにて、指標の設定や対象事業など掲載内容の検討を行い、その後、各所属に実績値や記載内容について照会を行いました。

そのうえで、2ページに記載の3名の学識経験者に、それぞれ内容をご覧いただき、指標や事業実績などについて、ご意見をいただきました。

その後、学識経験者からいただいた意見に関する今後の方向性と評価を作成

し、本日報告書として提出させていただいております。

本日当委員会でもいただいた意見などを踏まえ、報告書を確定させたくうえで、平成 21 年第 3 回市議会定例会の教育経済常任委員会で、市議会へ報告いたします。またその後、市民の皆様への公表ということで、ホームページと広報よこすかで周知を図ってまいります。

それでは、「教育委員会点検・評価報告書」の 3 ページをお開きください。この点検・評価報告書の見方について記載しております。

まず「1 生涯を通じて自分を磨き続ける」という部分が教育基本計画で立てている施策体系の名称となります。

次に、(1) 施策の背景、として、その施策をなぜ行うか、について説明しています。

またその下には、大きな施策体系である「生涯を通じて自分を磨き続ける」の下に位置づける施策を記載してあります。この施策の場合ですと「学習の基礎基本の習得」など 12 項目となっております。

次に、(2) 施策指標についてです。ここでは、施策体系の進展状況等を測るために、参考となる指標をいくつか設定しています。表の左から 5 番目「目標設定基準値」の欄には、23 年度目標を設定するにあたって基準とした数値と時点を、「23 年度目標」とありますのは教育基本計画の最終年度である平成 23 年度時点での目標を、また「到達度」とありますのは、23 年度目標に対する 20 年度時点での到達度を、示しております。

次に、4 ページをご覧ください。(3) 実施事業の状況です。表の左側から、基本計画のアクションプランに掲載している事業について、19・20 年度実績を掲載しております。また、事業名のうえに、重点と四角で囲ってある事業につきましては、横須賀市の重点政策・施策評価結果報告書に掲載の事業であることを示しています。

次に、(4) 外部の方々からいただいたご意見、です。これは、(2) 施策指標と(3) 実施事業の状況の部分、を、学識経験者の方に見ていただき、ご意見としていただいたものを掲載しております。ご意見の後ろに、括弧書きで記載しておりますのは、ご指摘いただいた指標・事業等の今後の方向性について、記載しております。

最後に(5) 評価についてですが、(1)～(4)をもとに、現状分析で、教育委員会として現状をどう捉えているか、今後の方向性で、今後どのように考えていくかということに記載しております。

なお、施策と事業の表に出てくる用語のなかで、分かりづらいと思われるものは、注をつけまして、その施策体系ごとの一番後ろのページに用語解説をつけております。

5 ページから 24 ページまでにつきましては、施策体系ごとに、ただいま説明しました内容が記載されております。

25 ページから 28 ページには、アクションプランに掲載のある他部局の事業の実施状況が参考に掲載されています。

そして 28 ページの後ろに、横須賀市教育委員会点検・評価についてのご意見、ということで、この報告書を見ていただいて、ご意見をお寄せいただけるようにしております。

5 ページをお開きください。それでは、「1 生涯を通じて自分を磨き続ける」の部分について説明いたします。

「(1) 施策の背景」としまして、市民一人一人が生涯を通じて継続的に自ら学び、自ら考え、問題を解決できるように、生涯学習社会の構築を目指す施策・事業を行っていくということで、

その状況を測るものとして、(2) 施策指標で

- ・学習の基礎基本の習得状況（小学校）と（中学校）
- ・学校教育支援ボランティアの活用状況
- ・英語によるコミュニケーション能力の習得状況
- ・生涯学習センターの利用者数

を設定しております。

これについて、外部からいただいた意見としましては、8 ページに記載のとおり、

・学力の差の拡大にどう歯止めをかけていくか、先生方の努力とともに、学校・教師へのいっそうの支援体制が求められる。

・英語によるコミュニケーション能力の習得状況については、さらに高い努力目標と創意工夫が必要ではないか。

という内容のご指摘をいただいております。

また(3) 実施事業については、9 ページに記載のとおり、

- ・読書活動などの事業は順調に進んでいるが、一層充実を図ってほしい
- ・地域伝統芸能体験教室や文化財出前教室に積極的に取り組んでほしい
- ・スクールでデジタルコンテストも実施率等が向上するよう改善に努めてほしい

などのご意見をいただいております。

ご意見をいただいた項目に対する、今後の方向性については、それぞれのご意見の後ろに記載しております。

これらを受けて教育委員会として、9 ページ「(5) 評価」の「今後の方向性」に記載のとおり、

- ・新学習指導要領の全面実施に向けて、円滑な実施体制や事業を検討するこ

と

- ・小中連携について、取り組みが進むよう、教科担任制の研究などを行っていくこと

- ・読書活動や学校図書館の活性化に向けて、取り組んでいくことなどをあげております。

続きまして、11 ページをお開きください。「2 思いやりや素直に感じる心をもつ」というところですが、

施策の背景として、一人一人が他人を思いやる心や感動する心をもてるように、芸術や文化に触れる機会を提供する事業などを行っていくということで、

その状況を測る指標として、(2) 施策指標で

- ・人権講座の受講人数
- ・美術館展覧会の観覧者数
- ・自然観察会・講座等への参加人数
- ・いじめ解消率
- ・不登校児童生徒の学校復帰改善率

の5つをあげております。

これにつきまして、外部からいただいたご意見としましては、13 ページに記載のとおり

- ・人権講座は関心が高く、継続的な実施が望まれる
- ・いじめ不登校などの問題に特效薬は期待しにくいので、地道で誠実な対応と学校教育関係者に粘り強く取り組んでほしい

などのご意見をいただきました。

実施事業につきましては、

- ・芸術鑑賞会について、「素直に感じる心を持つ」という施策の実現に向け、さらなる機会増加を望みたい
- ・地域文化活動の支援について、実績が評価できる
- ・高等学校国際交流支援事業について、今後とも継続して実施してほしい
- ・ふれあい相談員の配置時間数や訪問相談員の配置数がさらに増えるよう検討してほしい

などの意見をいただきました。

これらを受けて教育委員会としての今後の方向性ですが、14 ページの「(5) 評価」の「今後の方向性」に記載のとおり、

- ・不登校については、復帰改善率が向上してきているので、既存事業を粘り強く継続していくとともに、不登校の防止につながる方策を検討すること
- ・支援を必要とする子どもたちに対し、一人一人の立場に立って、必要な支援ができる体制づくりを行っていくこと

- ・ 自然観察会等については、より多くの人に関心をもっていただくよう、取り組んでいくこと

などを考えております。

16 ページをお開きください。「3 健やかにいきいきと動く」についてです。施策の背景としては、一人一人が健康で生きがいを持って生活を送れるように、スポーツに対する関心を高める、スポーツを楽しむ機会を確保するなどの事業を行っていくということで、その状況を測るものとして、「(2) 施策指標」で状況を測る指標として、

- ・ 体育施設等の利用人数
- ・ 学校給食自校献立における地場産（横須賀産）の使用品目
- ・ 体力・運動能力調査の結果

の3つの指標を設定しております。このうち、「学校給食自校献立における地場産の使用品目」については、昨年度報告するなかで、学校給食に関する指標がないというご意見をいただきまして、今年度から追加したものです。

これらについて、外部からいただいたご意見としましては、17 ページに記載のとおり、

- ・ 地産地消の取り組みを学校給食において進めていく施策は今日的課題であり、実績があがるよう準備体制の整備に努めてほしい

とのご意見をいただきました。

実施事業につきましては、

- ・ 高い成果を収めている部活動指導者の派遣事業を継続しながら、「よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業」との連携を図ってほしい
- ・ 健康体力づくり推進事業の一層の充実が求められる
- ・ 応急手当普及員の養成は急務であり、事業を継続して環境を整備してほしい

などの意見をいただきました。

これらを受けて教育委員会としての今後の方向性ですが、18 ページの「(5) 評価」の「今後の方向性」に記載のとおり、

- ・ よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業の開始により、児童生徒のスポーツに対する関心の高まりが期待できる
- ・ 運動する場を確保するため、引き続き学校体育館の開放等を行っていく
- ・ 学校給食における地場産の使用品目拡大のほか、児童生徒や家庭への啓発、給食食器の改善など様々な課題について検討していく

ことなどを考えています。

19 ページをお開きください。「4 多様な教育・学習活動を支える」についてです。

施策の背景としましては、学校教育や社会教育の施策を効果的に進めるために、施設整備や利用環境の構築、相互の連携協力などの事業を行っていくもので、その状況を測る指標として、「(2) 施策指標」で、

- ・学校施設開放の利用人数
- ・まなび情報の提供件数
- ・普通教室のLAN整備率
- ・小・中学校の耐震化率
- ・特別支援学級の設置

の5つをあげています。

これについて、外部からの意見としては、23 ページに記載のとおり

- ・学校施設開放やまなび情報の提供について、一層の充実が望まれる
- ・普通教室LAN整備率については、予定どおりの着実な取り組みを期待する
- ・特別支援学級の設置と充実は必要不可欠であり、全校配置に向けて拡大を図ってほしい

などのご意見をいただきました。

実施事業については、23・24 ページに記載のとおり、

- ・学校空調設備について着実に整備を進めてほしい
- ・校舎等耐震補強・学校校舎改築に関して、今後も迅速な取り組みが必要である
- ・学校と地域との連携、開かれた学校づくりへの取り組みが必要である
- ・今後の情報化関係事業の推進に期待できる

などのご意見をいただいております。

これらを受けての教育委員会の今後の方向性についてですが、24 ページ「(5) 評価」の「 今後の方向性」に記載のとおり、

- ・ALT 等の全校配置、PC・LAN 整備などの環境整備が進んでいるので、その効果が最大限に上がるよう研修や支援を行っていくこと
- ・教師が子どもに向き合う時間を十分に確保できるよう様々な方策や体制づくりを検討していくこと
- ・空調整備や校舎改築など、児童生徒の教育環境を整備する事業を着実に推進していくこと
- ・学校と地域の連携の拡大などについて、社会教育委員会議の提言を受け、施策や事業を検討していくこと

などを考えております。

25 ページから 28 ページには、参考として他部局の事業を、一番最後には、アンケートを添付しております。

以上で教育委員会の点検・評価についての報告を終わらせていただきます。

(森武委員)

基本的なことを少しお伺いしたいのですが、この表の20年度の目標と実績というので到達率を出されていると思うのですが、この20年度の予定というのは、いつの時点で立てられた予定でしょうか。

(総務課長)

事業につきましては、教育基本計画のアクションプランというものがございまして、原則としてそこで19年度から21年度までの目標値を決めております。

(齋藤委員)

20ページの38番なのですが、校舎等耐震事業で小学校とありますが、備考に72校中71校とありますが。

(管理部長)

48校中47校の誤りです。訂正させてください。

(出光委員)

この施策指標と実施事業の状況に分けていただいて、施策指標については円で囲った数字で書いてあり、実施事業については普通に数字で書いてあります。細やかでよいと思いますし、外部の先生方からはいろいろな意見をいただき、頭が下がる思いです。ただ、この円で囲った数字のところは分かりやすいのですが、普通の数字のところは学校とついてしまうと「24学校」のように受け取りがちなので、例えば24という数字のあとにスペースを空けるなどすれば、もっと見やすい感じがいたします。

(総務課長)

昨年は番号を振っておらず、その部分は改善したつもりだったのですが、さらに改善したいと思います。

(森武委員)

例えば、12ページなどを見ますと、重点項目の芸術鑑賞会などがあると思うのですがけれども、こういうものは、先ほどいつ目標を立てたのかとお伺いしたのは、予定が3回で、実績も3回ということですが、こういうものは予算が関わってくるので、ある意味予算が通れば、100%になるのかなというものだ

と思うのですね。それ以外に、参加人数というような形のものというのは、実際市民の方だったり、児童生徒の方だったり応募しているということなので、その部分を一緒にして、100%というのとある事業は50%でしたよ、というのを一律に、50%だともっと頑張らなくてはいけない、100%はいいというようになってしまっているところが少し気になったのですが、そのあたりの話は、意見を聴取した際には出ていますか。

(総務課長)

確かにご指摘のとおり、目標が達成しやすいものと難しいものがあるのは事実です。特に意見としては、聞いておりませんが、そういう現状にあるということは認識しています。

(森武委員)

計画して予算をとってしまえば100%になるものと、やってみて一生懸命集めても達成できないものとあるので、もちろん実施率だけを見て評価されているわけではないでしょうけれども、一律に見てしまうと、達成しやすい目標と達成しにくいものと出てまいります。そのあたりどうすればいい、というのはないですが、少しご検討いただければと思います。

(生涯学習部長)

まさしくご指摘のとおりで、見て行きますとそういった点はいろいろございます。芸術鑑賞会につきましては、そのひとつひとつに対して、子どもたちに対してアンケートをとって、満足度を全部見ております。その数字は別に持っていますので、そういったものもそれぞれの事業のなかで細かく見ているということはお伝えさせていただきます。

(森武委員)

その資料というのが本当に大事な部分なので、そういう把握をされているということで安心しました。

(出光委員)

18ページの今後の方向性のところで、21年度からの「よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業」、これは非常に魅力的だと思います。確か横須賀には3つのプロスポーツがあって、バスケット、プロ野球、サッカーということで、子どもたちはもちろん生涯スポーツという観点で、市民の方に広く、このあたりをもっと周知してもよいかなと思います。どんどん宣伝して、皆さ

んがスポーツ・健康に取り組んでいただくよう図っていただきたいと思います。

また地産地消は私も近所の方によくいわれます。コスト面などで給食という観点では非常に難しい部分もあると思います。こういったご意見があるということも踏まえて、考えていただければと思います。

(スポーツ課長)

出光委員からお話いただきました「よこすかドリーム・スポーツプロジェクト推進事業」ですが、今年度から、横須賀シーレックス、東芝ブレイブサンダース、横浜F・マリノス、これらの一流のアスリートが小中学校等を訪問いたしまして、子どもたちの前でプレイするというので、私も一緒に行きましたが、本当に子どもたちが、プロの素晴らしいプレイを学んで、本当に感激してくれるのです。これは手前味噌になりますけれども素晴らしい事業だと思っております。またホームページ等にも掲載しておりますので、より一層周知してまいりたいと思います。

(学校保健課長)

地産地消のご質問をいただきましたが、現状では流通ルートやコスト面の問題もありますけれども、野菜などですと時期の問題もあり、それを給食の時期に合わせようとしても、献立というのは2ヶ月前から作っているので、今そこに揃わないというような問題もあります。そういう状況ではありますけれども、今回の指標は自校献立でございますが、統一献立におきましても、6月のときに横須賀では初めてということで、ジャガイモを使って全校で実施しましたけれども、そういったことをこれから拡大できるよう、関係者と協議し、取り組んでいきたいと思っております。

(森武委員)

地場産について、横須賀産ということでこの資料には表記されているのですが、確かに市の単位ということで考えると横須賀市内で作ったものを横須賀市内で食べるということも大切です。しかし、地域で考えると三浦半島で出てきたものを食べると、それがたまたま横須賀市ではなくても、これは地産地消だと思うので、そのあたりあまり横須賀市ではないとだめということではなく、緩やかというか広い意味で地産地消を進めていただければと思います。

(学校保健課長)

ご指摘の点について、県ですと県内が地場産ということで言っておりますが、横須賀市の場合、市内産というところを増やしていきたいと今考えております。

横須賀市で作ったのですけれど、実際にキャベツなどでは、名前が三浦産というところに入っていたりというようなこともありますので、現実にはかなり作っているのですが、表に出てこないという面もあって、地元の農業などの活性化という意味もありますし、近くで収穫したものを食べるという子どもへの食育の観点からも、市内産ということを進めていきたいと考えております。

(質問なし)

『市立諏訪小学校建替工事基本設計について』

(学校管理課長)

市立諏訪小学校建替工事基本設計が7月末に完成しましたので、基本設計の概要について説明いたします。

「1 諏訪小学校新築校舎の概要」ですが、新しい諏訪小学校は、小中連携教育の推進や隣接する常葉中学校の将来的な課題となる教室不足への対応、地域に開かれた学校づくりを目指し、敷地を最大限に有効活用する建設計画であります。また、これまでと同様に「諏訪幼稚園」と「ことばの教室」を併設するほか、小中学校が共用できるプールや特別活動室、体育館を備えた校舎でございます。

建物概要としましては、構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、階層は地上4階建て、建物の面積は、1階が2,833㎡、2階が3,040㎡、3階が1,902㎡、4階が1,415㎡の合計9,190㎡となっております。部門別の面積といたしましては、小学校部分が8,338㎡、幼稚園部分が354㎡、ことばの教室部分が498㎡となっております。

建物の内訳としては、1階から4階までは資料に記載してあるとおりですが、校舎の平面図をご覧くださいながら説明させていただきますので、5頁の添付資料1の「市立諏訪小学校建替工事基本設計配置図・平面図」をあわせてご覧ください。

1階部分は小学校の校長室や職員室といった管理諸室と各種特別教室、ランチルームや放課後児童対策にも利用可能な多目的室、中学校が柔道場としても利用できる特別活動室、諏訪幼稚園などが配置されています。

2階部分は、普通教室と各種特別教室、体育館などが配置されています。

3階部分は、普通教室と各種特別教室、ことばの教室の各種教室などが配置されています。

4階部分は、普通教室と中学校も利用可能であり地域開放も行う予定である25メートルの屋上プールなどが配置されています。

なお、この基本設計における配置図は、今後行ってまいります実施設計において、各室の配置や面積等に変更を生じる場合もありますことを申し添えます。建物概要につきましては以上でございます。恐れ入りますが資料の2頁にお戻りください。

次に、「2 基本設計の作成経過」について説明いたします。基本設計は、7月末に完成いたしました。基本設計の作成にあたっては、平成21年4月23日から7月1日の間に関係する教職員や保護者、地域住民等で組織した「諏訪小学校検討ワークショップ」で、必要施設や各教室の配置などを検討し、このワークショップでの検討案をもとに基本設計をまとめました。ワークショップのメンバーは資料にあるとおりで、教職員、保護者、地域代表者、学識経験者、市役所関係各課の職員を含め29名のメンバーで組織しました。ワークショップの開催経過ですが、第1回会議を4月23日に行い、校舎建替えの経緯やコンセプトといった基本的事項の確認と、新築する校舎にはどのような施設が必要でそれらをどのように配置するかといった必要事項の検討を行い、主な検討内容は資料にお示ししたとおりとなっております。

以下、資料に記載のとおり、5回にわたるワークショップを開催し、ワークショップとしての意見集約をした諏訪小学校の建替案を基に基本設計を実施し、先ほどご説明させていただいた添付資料1の図面を作成いたしました。基本設計の作成経過については以上でございます。

続いて資料の4頁をご覧ください。「3 今後の工事スケジュール」について説明いたします。諏訪小学校の建替え工事はグラウンド整備を含めて平成24年度末の完成を目指して事業を進めてまいります。平成21年度については、ワークショップ、基本設計は終了いたしておりますが、今後、地質調査、実施設計を行ってまいります。特に、実施設計については、基本設計の内容をより具体的に検討することとなりますので21年度末までの予定となっております。平成22年度は、6月頃から仮設グラウンドの整備を始め、その後、工事エリアに囲いを作り、本格的な校舎建設工事を平成23年度末までの約1年半に渡り行っていきます。なお、この工事期間中の仮設のグラウンドについては、添付資料2でご説明させていただきますので、6頁をご覧ください。このグラウンドは、主に中学生が利用することになりますが、図面に示してありますグラウンドの広さは約7,000㎡で、200mの陸上トラックが確保できる程度の広さとなっております。

では、資料の4頁にお戻りください。平成23年度末に新校舎が完成した後に、諏訪小学校の引越しを行い、平成24年度から新校舎での授業を開始するとともに、既存の諏訪小学校を取り壊し、その後にグラウンド全面の整備工事を平成24年度末まで行う予定でございます。

なお、建設工事中におきましては、園児、児童、生徒への安全確保を最優先

に考えるとともに、工事期間中における運動会や体育の授業、部活動といった一定の広さのグラウンドが必要となる場合は、近隣のグラウンドなどを確保するなど最大限の努力をしていきたいと考えております。

以上で、市立諏訪小学校建替工事基本設計に関する説明を終わります。

(森武委員)

新しい建物で、プールを4階に配置されているのですが、これは屋内ではなくて、屋上に開放型としてあるという風に考えてよろしいのでしょうか。

(学校管理課長)

そのとおりです。

(森武委員)

そうしたときに、その真下の階に、聴力検査室や個別指導室というのがあるのですが、建物のなかにプールがあったりすると、実際使用しているときの騒音があるようなことも聞きますが、そのあたりの配慮は設計でなされているのでしょうか。

(学校管理課長)

その部分につきましては、床の部分を完全にコンクリートでふさぎます。またサッシについても防音的なサッシを使い、外側からの音がこないような形をとります。

(出光委員)

ここに至るまでの経緯というのは色々とおありだったと思うのですが、工事スケジュールが立ったということで、皆さんの意見が固まりつつあるという感触はかなり掴んでいらっしゃるのでしょうか。

(管理部長)

ワークショップでは様々なご意見をいただきました。そういうなかで、建て位置に関しては、まだ、未だにご理解をいただけない部分はございますけれども、諏訪小学校の建物自体を建てること、こういう内容で諏訪小学校を作っていくということについては、ご理解をいただいていると思っております。今後建てるにあたって、学校を通じて、様々なご意見を保護者の方などにいただいたりすることもございますので、そういうなかで、更なるご理解をいただいきたいと考えております。

(森武委員)

これから実施設計をされるということですが、採光を取り入れるようなものがあつたり、環境に配慮されているものがあつたりすると思うのですが、例えば屋上に太陽光発電を入れるとか、最近の、環境に配慮したものにしようという計画はあるのでしょうか。

(学校管理課長)

諏訪小学校には、太陽光発電の設置を考えています。そのほかにも風通しがいいようにとか、庇を一部つけて、直接日光が教室に入らないようになど環境への配慮を考えています。

(森武委員)

そうした際に、今、環境教育について盛んにいわれておりますけれども、建物が建っている諏訪小学校ではもちろんできると思うのですが、それだけでは横須賀市内に広がらないと思うので、色々なところに入ればよいのですが、入らない場合には、例えば諏訪小学校で取り組まれること、発電をしてこれだけ電気が減っているというようなことについて、インターネットを介して、他の学校でも、環境教育に使えると思うので、これは建った後の話になるかとは思いますが、ぜひそういうご配慮もいただければと思います。

(管理部長)

今、ご指摘のいただいた各学校への波及という話については、今 ICT の関係で LAN の整備をしたりしておりますので、そういうなかで、こういうことを発信できるかどうかも含めて研究していきたいと考えております。

(質問なし)

『 損害賠償専決処分について 』

(学校管理課長)

それでは『 損害賠償専決処分について 』ご報告いたします。

平成 20 年 9 月 12 日午後 4 時ごろ、市内小川町 19 番地道路上において、教育委員会事務局管理部学校管理課一般職員の運転する公用車が相手方の運転する自転車に接触して負傷させた事故について、地方自治法第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市長は専決処分を行い、相手方

と示談の上、損害賠償として 105,980 円を支払いましたので、ご報告いたします。

本件につきましては、当課職員の運転する公用車が帰庁の際、横須賀警察署側から公用車車庫に向う途中、市役所分館横と旧日成工事間の T 字交差点内を徐行中、対向車線である分館側が信号待ちで渋滞しており、分館側の車の間から横断歩道上を相手方が自転車で横断しました。

公用車は急停止し、ほぼ停止した状態で自転車の左ハンドルブレーキが公用車のボンネットに接触して転倒し、額に擦り傷を負ったため、救急車にて共済病院に搬送しました。

CT スキャンによる検査の結果、頭部への異常はないが、1 年ぐらい様子を見たほうがよいとのことで、以後、相手方と定期的に連絡をとってきましたが、本年 5 月に相手方から、異常も見られないので示談に応じるとの連絡があり、今回、示談が成立いたしました。

(質問なし)

『(財) 横須賀市生涯学習財団の経営状況の報告について』

(生涯学習課長)

財団法人横須賀市生涯学習財団から、3 月に開催されました予算理事会において平成 21 年度予算が承認され、また、6 月に開催されました決算理事会において平成 20 年度決算が承認されたということで、財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況説明書として報告がありましたので、内容についてご説明いたします。

はじめに平成 20 年度事業報告のうち、一般会計事業の主なものについて説明させていただきます。1 ページをお開きください。

1 文化生涯学習活動支援事業 (1) 文化生涯学習事業助成につきましては、市内のグループ、個人が実施する文化事業及び生涯学習事業に対して、会場使用料など対象経費の 2 分の 1 を、10 万円を限度に助成するものです。年 2 回開催しました助成審査会で申請内容をはかり、2 ページまでに記載のとおり 26 件に対し助成をいたしました。

(2) 文化施設助成は、横須賀の文化の創造に寄与すると認められる文化施設に対し、その運営に必要な費用の一部として、1 件 20 万円を助成しました。

3 ページになりますが (3) 市民文化祭協賛は、洋画から川柳まで、市民文化祭公募部門入賞者 7 名の方に対し、生涯学習財団賞を贈呈いたしました。

(4) その他の協賛としましては、3 ページに記載のとおり、平成 20 年度第 1

回川柳大会をはじめ、生涯学習財団賞を9件贈呈するほか、4ページ(イ)後援名義使用承認を47件の事業にいたしました。

6ページをお開きください。4 受託文化事業は、文化振興課から委託を受け(1)第61回市民文化祭から、7ページの(5)第10回カジュアルコンサートまで、記載のとおりの実業を実施いたしました。市民文化祭の入場者数は14,976人となっております。

8ページをお開きください。ここからは特別会計事業になります。平成18年度から、指定管理事業として、生涯学習センター(まなびかん)の運営管理、市民大学事業、文化生涯学習情報収集提供事業の3事業を受託し、3年を経過いたしました。

(1)生涯学習センター(まなびかん)の運営管理は、市民ホールから美術工芸室まで、記載の通り97,846人の方々にご利用いただきました。施設の利用率は69.6%で、前年比1.4%の増となっております。

9ページから11ページにかけ記載してあります(2)市民大学事業は、(ア)前期講座、10ページ(イ)後期講座のほか、11ページ(ウ)特別講座、さらに、20年度から実施した(エ)こども市民大学をあわせ、54講座を実施いたしました。受講者数は3,419人となっております。

募集定員を超えた講座が22講座、また、募集人員を下回った講座は11講座となっております。傾向といたしましては、日本の歴史に係る講座に人気が集まっていることが見受けられます。(3)文化生涯学習情報収集提供事業は、学習相談コーナーを開設し、選任の相談員を配置した(ア)学習相談事業で80件の相談がありました。

12ページになりますが(ウ)講師が自主的に学習成果を地域に還元し、地域で生涯学習のきっかけづくりを行なう、講師デビューサポート事業としてyokosukaまなび情報登録講師「ABCプラン」を実施したほか、13ページ(エ)まなび情報登録講師とサークルを対象に「チラシ作り講座」の実施、(カ)まなびかんニュースの発行や(キ)まなびかんホームページの運営、(ク)施設情報検索システム(施設ナビ)の構築まで、生涯学習事業について、広く情報を発信しました。

14ページ 2 その他の事業になります。(1)まなびかんクラブ事業は、生涯学習活動へのきっかけ作りや生涯学習活動サークルの育成を図ることにより、生涯学習センターをもっと知っていただき、ご利用いただくため、記載の通り、絵画教室をはじめ、10事業33回の講座を実施し、496名の参加をいただきました。(2)文化普及啓発事業は、第10回草花めぐりをはじめ、17ページまで、記載のとおりの実業を実施いたしました。(3)ウェルシティまつりは、保健所と合同で毎年開催しております。ウェルシティ市民プラザ全体を知っていただ

き、また、多くの方々にご利用いただくため開催し、全体で 5,200 人の参加をいただきました。

18・19 ページになりますが、庶務の概要について記載してあります。生涯学習財団の基本財産は 4 億 2,654 万 4,280 円、の運用財産は 5 千万円で、前年度と変更はありません。

20 ページをお開きください。ただいまご説明しました事業にかかる収支計算書総括表になります。の一般会計、特別会計をあわせた事業活動収入合計は 1 億 2,035 万 3,723 円。の事業活動支出合計は 1 億 1,837 万 4,301 円となり、下から 2 行目になりますが、前期繰越収支差額を合わせますと、469 万 2,589 円が 21 年度へ繰越す次期繰越収支差額となります。なお、平成 20 年度の事業及び収支決算につきましては、39 ページに記載がありますように、6 月 10 日に監事による監査を受け、適正な執行と認められております。また、6 月 19 日に開催されました理事会におきましても、平成 20 年度事業及び収支決算ともに全員一致で承認されておりますことをあわせてご報告いたします。

40 ページをお開きください。平成 21 年度事業計画になります。また、これにかかる収支予算につきましても、3 月 27 日に開催されました理事会において全員一致で承認されており、財団の事業活動方針にのっとり、現在、記載のとおり事業を順調に実施しております。

以上、財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況説明書の報告とさせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告)

(なし)

(委員からの質問)

(なし)

他に質問等はなく、議案第29号は今後市長が議会に提案する案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成 21 年 8 月 21 日 (金) 午前 11 時 35 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 浦 溥 太 郎